

○八女市福祉有償運送運営協議会規則

(趣旨)

第1条 八女市附属機関の設置に関する条例（昭和56年八女市条例第2号）第3条の規定に基づき、八女市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に答申する。

(1) 特定非営利活動法人等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性及びこれらを行う場合における安全の確保、旅客の利便の確保等に関すること。

(2) 福祉有償運送の実施に伴う道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可等に関すること。

(3) その他福祉有償運送について必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 福岡運輸支局長又はその指名する職員

(2) 社会福祉協議会の代表

(3) 福祉団体の代表

(4) 行政区の代表

(5) 市内のボランティア団体連絡協議会の代表

(6) 市内のタクシー事業者の代表

(7) 公共交通に識見を有する者

(8) その他市長が適当と認める者

(平18規則72・平18規則109・平20規則23・平24規則43・一部改正)

(委員の任期)

八女市福祉有償運送運営協議会規則

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 会長が必要と認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会長は、協議会における協議が整わない場合においては、出席委員の中から2分の1以上の委員を指名し、再協議のうえ決するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(平18規則72・平22規則24・平30規則18・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。